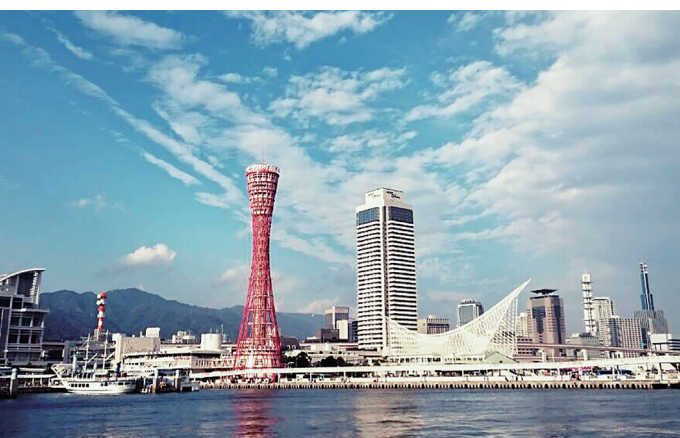


令和元年度(第61期)

医信の現況

2020 Disclosure



皆さまとともに歩む、かかりつけBANK

兵庫県医療信用組合
HYOGOKEN IRYO CREDIT UNION (HICU)

目 次

ごあいさつ	1
経営理念・経営方針	2
医師信用組合の連携	2
総代会	3
理事会・監事会およびその他の活動状況	4
地区別総代一覧	6
組織・役員・会計監査人	7
組合員	8
営業地域・店舗・職員	8
令和元年度の経営環境・事業概況	9
主要な経営指標の推移	9
法令等遵守体制について	10
リスク管理体制について	10
報酬体系について	11
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組状況	12
経営者保証に関するガイドラインへの対応	12
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	13
苦情処理措置及び紛争解決措置の概要	13
業務内容のご紹介	14
貸借対照表	16
損益計算書	19
剰余金処分計算書	20
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	20
会計監査人の監査	20
経営指標	21
貸出金等の分類	25
自己資本の充実の状況等について	26
兵庫県医療信用組合のあゆみ	32
索引	33

ごあいさつ

組合員のみなさまには、平素より格別のご愛顧お引き立てを賜りまして心より厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の令和元年度（第61期）の決算状況をまとめましたので、ご理解を深めていただく資料として、ご高覧賜われればと存じます。

当組合は昭和35年3月、兵庫県医師会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会を母体として設立された業域信用組合でございます。協同組織金融機関として、相互扶助の理念を念頭におき、医療関係に従事する組合員のみなさまの経済的地位の向上と医療業界の発展を図ることを事業の基本方針としております。

令和元年度の我が国の経済は、輸出が減速傾向を示す中で堅調な内需に支えられ、緩やかな回復基調で推移する一方、米中貿易摩擦や消費税増税等の影響で先行き不透明感が強くなっておりましたが、年初からの新型コロナウイルス感染症拡大による、人・モノの動きの世界的な遮断、国内経済活動の抑制、国際金融市場の不安定化により大変厳しい状況となっております。

当組合の経営に大きな影響を与える金融資本市場では、日銀による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策のもと、きわめて緩和的な金融環境が維持されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大により企業の資金繰りが大幅に悪化するなど企業金融面で緩和度合いの一段の強化が求められております。

このような状況のもと当組合の業績は、預金積金は期末残高で135百万円増加し69,339百万円（前期比+0.19%）となりました。また、力を入れてまいりました貸出金は「三師会ならびに郡市医師会との連携強化」、「情報ルートの拡充」、「組合員の裾野取引拡大」等の取り組みにより、期末残高で2,846百万円増加し、16,786百万円（前期比+20.41%）となりました。

収益面では低金利政策や他の金融機関との競合など、厳しい環境が継続しておりますが、徹底した経費の削減など業務改革を行った結果、経常利益124百万円（前期比+46百万円）、当期純利益73百万円（前期比+18百万円）となりました。引き続き貸出金の増強に注力するとともに、資金運用においてはリスク管理を徹底しつつ、安定的な収益確保に努めて参ります。

なお、経営の健全性の指標となる自己資本比率は 15.03%（前期比 ▲2.73ポイント）と国内基準（4.00%）を大きく上回っております。

第62期も新型コロナウイルス感染症拡大の経済的影響が見通せない中、厳しい収益環境の続くことが予想されますが、経営の健全性と安定性を維持しつつ、「相互扶助」の理念に基づき組合員のみなさまのご期待、ご信頼にお応えできますよう役職員一同努力を重ねて参りたいと存じます。

みなさまには、今後とも一層ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

令和2年7月

理事長 本庄 昭

経営理念・経営方針

□経営理念

当組合は、兵庫県医師会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会を設立母体とする協同組織金融機関として相互扶助の理念を念頭におき、堅実経営に努めるとともに業域信用組合としての特性を活かし、きめ細かなサービスの提供を通じ、医療関係に従事する組合員の地位の向上と医療業界の繁栄を図ることを目的とする。

□経営方針

1. 業域の信用組合として信頼され、組合員のみなさまとともに歩む専門金融機関を目指す。
2. 安定的に収益を確保し、経営基盤の強化と自己資本の充実を図る。
3. 信用組合の社会的責任を強く認識し、法令等を遵守する。
4. 経営に関わる様々なリスクを把握し、体制の整備に努める。
5. 金融環境の変化に対応し、職員にとって働きがいのある職場を創造する。

医師信用組合の連携

全国の145信用組合（令和2年3月31日現在）のうち、業域信用組合は27組合です。

業域信用組合とは、各都道府県ごとに事務所を有する同業者を組合員として組織されたものです。様々な業種のものがありますが、その中で医師信用組合は全国に19組合あり、「全国医師信用組合連絡協議会」を組織し、毎年1回「総会」を開催して、各組合相互間の連絡およびその他重要な問題を協議しております。

また、定例の総会時および中間時点において常勤役職員による事務会議も開催致しております。

全国医師信用組合一覧（令和2年3月31日現在）

（単位：百万円・人）

組合名	設立年月日	預金残高	貸金残高	常勤役職員数	組合名	設立年月日	預金残高	貸金残高	常勤役職員数
神奈川県	昭25.2.27	117,708	52,702	41	和歌山県	昭39.4.10	23,732	6,155	11
大阪府	27.12.22	78,564	47,651	29	石川県	39.7.9	33,913	5,636	11
福岡県	29.8.23	63,195	17,931	15	富山県	40.7.1	35,290	6,307	7
鹿児島県	34.6.30	33,402	8,998	10	岐阜県	41.1.31	38,404	4,244	10
熊本県	34.12.20	18,684	3,259	6	福井県	42.3.28	18,485	1,607	8
兵庫県	35.3.19	69,339	16,786	56	静岡県	43.7.22	61,848	19,502	12
佐賀県	35.4.26	32,746	4,905	13	岩手県	46.4.24	35,783	10,117	10
愛知県	38.4.6	77,838	16,237	23	群馬県	46.11.30	22,032	5,936	5
埼玉県	38.6.6	68,445	10,050	11	山形県	48.5.10	11,108	3,741	4
長崎県	38.11.8	46,810	5,560	10					

総代会

1. 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では、組合員が4,935名（令和2年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続により選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合の経営に反映させる重要な役割を担っています。

2. 総代の選出方法、任期、定数

(1) 総代の選出方法

総代は「定款」および「総代選挙規約」の定めるところにより、兵庫県内の13の選挙区に総代定数を定め各選挙区ごとに公平に選挙を行い選出されます。

(2) 総代の任期、定数

総代の任期は3年であり、また総代の定数は100人以上110人以内となっています。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しています。

(3) 令和2年3月に総代選挙を実施し、110名の総代が選出されました。

3. 総代会の議事内容

令和2年6月18日開催の第61期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認可決されました。

(1) 報告事項

第61期事業報告および計算書類等報告の件

(2) 決議事項

第1号議案 第61期剰余金処分案承認の件

第2号議案 第62期（令和2年度）事業計画及び収支予算案承認の件

第3号議案 定款の一部改定の件

第4号議案 理事15名選挙の件

第5号議案 監事3名選挙の件

第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

理事会・監事会およびその他の活動状況

1. 理事会

年月日	会議名	議案
H31.4.22	第1回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 平成31年度内部監査計画の件
R 1.5.27	第2回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 平成30年度計算書類等承認の件 3. 定款の一部改定について 4. 第60期通常総代会招集及び議案の件 5. 「常務会貸出委任権限規程」一部改定の件 6. 理事会規程第8条-(1)諸規程の制定及び改廃の付議基準について 7. 令和元年度上期賞与支給の件 8. 就業規則の一部改定について 9. 日本銀行の「貸出支援基金」利用による資金調達
R 1.6.20	第3回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 監査契約締結の件
R 1.7.22	第4回 理事会	1. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る方針等の制定について 2. 日本銀行の「貸出支援基金」を利用した資金調達の件
R 1.9.24	第5回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 人事制度改定の件 3. 就業規則一部改定の件
R 1.10.28	第6回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 就業規則・給与規程・退職金規程改定の件
R 1.11.25	第7回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 令和元年度下期賞与支給の件
R 1.12.19	第8回 理事会	付議事項該当なし
R 2.1.27	第9回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 総代選挙実施の件
R 2.2.25	第10回 理事会	1. 借入申込審議の件 2. 出資証券の不発行化について
R 2.3.23	第11回 理事会	1. 令和2年度経営計画策定の件 2. 令和2年度有価証券運用方針策定の件 3. 令和2年度コンプライアンス・プログラムの件

2. 監事会

年月日	会議名	議案および報告事項
H31.4.22	第1回 監事会	1. 監事監査概要報告書の作成について 2. 平成30年度計算書類等の受領について 3. 月例監査報告（4月分）について 4. 会計監査人の監査実施状況等について 5. 出資総口数・出資総額の登記用証明書発行について
R 1.5.23	第2回 監事会	1. 会計監査人の監査結果説明の聴取 2. 会計監査人の監査の相当性について 3. 第60期事業年度会計監査人の監査報告書の受領について
R 1.5.27	第3回 監事会	1. 監事監査報告書の作成について 2. 第60期通常総代会における監事監査報告について 3. 会計監査人の再任について 4. 期末監査及び月例監査報告（5月分）について
R 1.6.20	第4回 監事会	1. 会計監査人の監査業務報酬及び監査契約書締結について 2. 月例監査報告（6月分）について 3. 本年度の営業店臨店監査の実施について
R 1.7.22	第5回 監事会	1. 月例監査報告（7月分）について
R 1.9.24	第6回 監事会	1. 月例監査報告（8月分、9月分）について 2. 会計監査人の監査計画について
R 1.11.25	第7回 監事会	1. 月例監査報告（10月分、11月分）について 2. 会計監査人の監査実施状況について 3. 会計監査人についての令和2年度以降の対応について
R 2.1.27	第8回 監事会	1. 令和元年度期末監査日程等について 2. 監事会規程の改定について 3. 監事監査報告の通知期限の合意について 4. 月例監査報告（12月分、1月分）について
R 2.3.23	第9回 監事会	1. 監事監査報告の通知期限の合意について 2. 令和2年度監事監査計画の決定について 3. 令和元年度監事監査結果の集計・整理について 4. 監事監査基準、監事監査実施要領の改定について 5. 月例監査報告（2月分、3月分）について 6. 会計監査人の監査実施状況等について

3. その他の活動状況

年月日	内 容
R 1.5.30	総合的なヒアリング（財務省近畿財務局 神戸財務事務所） 近畿地区医師信用組合連絡協議会（於 大阪府） 近畿地区医師信用組合理事長会（於 大阪府） トップヒアリング（財務省近畿財務局 神戸財務事務所）
R 1.7.5	
R 1.7.11	
R 1.12.13	

地区別総代一覧

(令和2年6月18日現在)

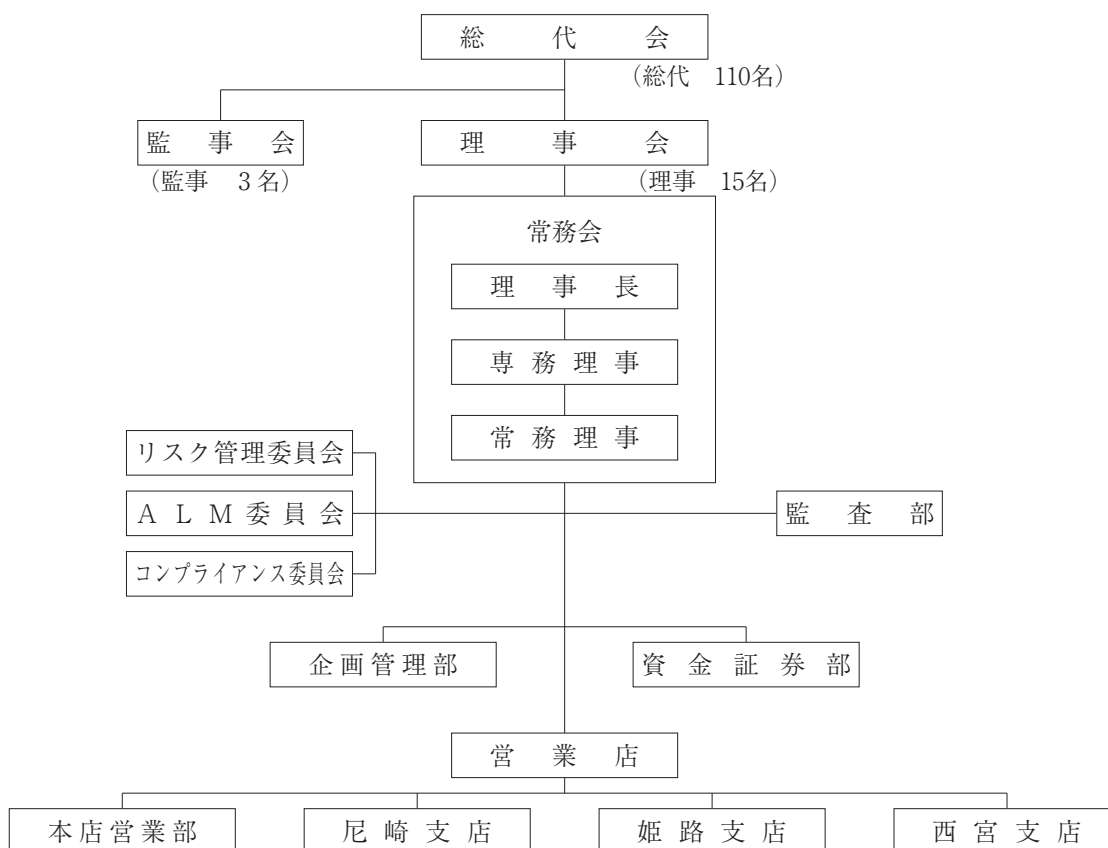
地区名	総代氏名(敬称略)
尼崎 総代定数 17名 総代数 17名	(尼崎市) 高原 周治◆ 武田 俊彦◆ 白川 博史◆ 武居 勝信◆ 黒田 佳治◆ 橋本 創◆ 村瀬 徹哉◆ 鈴木 克司◆ 明石 恭治◆ 東 文造③ 児玉 岳② 朝田 真司② 八田 昌樹② 新藤 高士② 西島 博之② 杉原加寿子① 森 茂樹①
北摂 総代定数 5名 総代数 5名	(川西市) 三木 篤志② (宝塚市) 山崎 之嗣◆ 蓮尾 春輝◆ (伊丹市) 小澤 孝好③ 大森 英夫①
南摂 総代定数 16名 総代数 16名	(西宮市) 竹政順三郎◆ 菊池 英彰◆ 濱岡 佳明◆ 柴田 始宏◆ 井上 晃一◆ 藤堂 勝巳◆ 秋本 欣也◆ 池田 清◆ 西本 洋二◆ 児嶋 茂男◆ 伊賀 俊行◆ 大江与喜子③ 勝部 芳樹③ 三浦 一樹① (芦屋市) 鈴木 紀元◆ 高 義雄①
神戸東 総代定数 16名 総代数 16名	(東灘区) 岡野 安雅◆ 西尾 輝光◆ 河原 啓◆ 長坂 肇② 深山 鉄平① (灘区) 本庄 昭◆ 岡田 幸也◆ 渡辺 志伸◆ 大林 良和② 片山 啓② (中央区) 置塩 隆◆ 岡田 実◆ 米田 豊③ 山根 光量② 小川 達司② 山中 義夫①
神戸西 総代定数 18名 総代数 18名	(兵庫区) 蓮池 堯明◆ 島 正彦③ 由井 雄一③ (北区) 高原 哲夫③ 入江正一郎① (長田区) 大西 則男◆ 久次米健市◆ 上月 清司③ 岡田 泰長① (須磨区) 加地 隆彦◆ 長谷川 修◆ 村上 真◆ 村上 啓治① (垂水区) 藤原 克昌◆ 中村 治正① (西区) 常深隼太郎◆ 荒木 邦公① 増井 裕嗣①
東播 総代定数 6名 総代数 6名	(明石市) 日下 孝明◆ 伊賀 文計③ 長 幹麿② (高砂市) 山名 克典◆ (加古川市) 釜江 省五◆ (加古郡) 河合 勝◆
北播 総代定数 2名 総代数 2名	(三木市) 神澤 正三◆ 黒田 昭②
西播 総代定数 4名 総代数 4名	(たつの市) 井上 喜通① (相生市) 西川 梅雄① (赤穂郡) 大岩 敏彦① (神崎郡) 藤川 泰博①
姫路 総代定数 13名 総代数 13名	(姫路市) 大田 研治◆ 高木明一郎◆ 井野 隆弘◆ 泉 昭◆ 石川 誠◆ 倉橋 正孝◆ 井上 圭介◆ 空地 顕一◆ 山本 一郎② 北村 嘉章① 岡田 究① 藤戸 和孝① 松本眞一郎①
淡路 総代定数 1名 総代数 1名	(淡路市) 栗田 哲司◆
丹波・但馬 総代定数 1名 総代数 1名	(三田市) 坂東 義清③
兵庫県歯科医師会 総代定数 9名 総代数 9名	(全県区) 黒木 信博◆ 楠本 浩正③ 清瀬 隆司③ 濱田伸二郎② 中道 雄司② 藤木 薫② 田中 博雄② 中川 豪晴② 田口 雅史①
兵庫県薬剤師会 総代定数 2名 総代数 2名	(全県区) 東 和夫◆ 田中 京子◆

(注1) 総代の任期は、3年(令和2年4月25日～令和5年4月24日)です。

(注2) 氏名の後に就任回数を記載しております。

(注3) 就任回数が3回を超えている場合は◆で示しております。

組織・役員・会計監査人



役 職	氏 名	地 区
理 事 長	本 庄 昭	灘 区
専 務 理 事	森 本 剛	中央区
常 務 理 事	岸 本 敏 彦	西 区
理 事	日 下 孝 明	明石市
〃	坂 東 義 清	三田市
〃	由 井 雄 一	兵庫区
〃	岡 田 泰 長	長田区
〃	濱 田 伸二郎	西宮市
〃	笠 井 秀 一	中央区
〃	児 嶋 茂 男	西宮市
〃	高 原 周 治	尼崎市
〃	村 上 啓 治	須磨区
〃	吉 村 史 郎	伊丹市
〃	井 上 喜 通	たつの市
〃	高 義 雄	芦屋市
監 事	黒 木 信 博	尼崎市
〃	井 野 隆 弘	姫路市
〃	水 野 三 洋	兵庫区

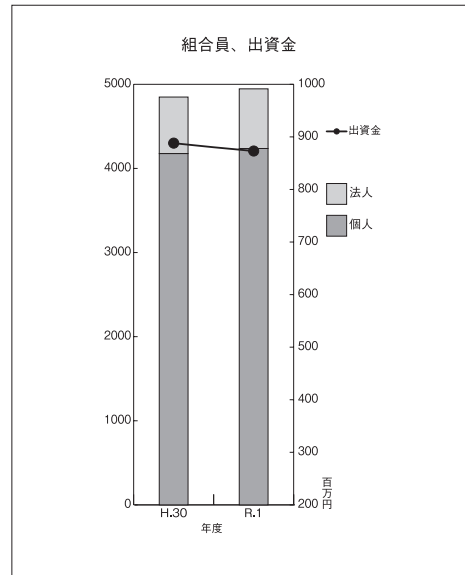
(令和2年6月18日現在)

会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人(令和2年3月末現在)

組 合 員

組合員数、出資金の推移

区 分	平成30年度末	令和元年度末
個 人	4,150	4,213
法 人	687	722
計 (人)	4,837	4,935
普通出資金(千円)	884,396	868,804



営業地域・店舗・職員

営業地域

区 分	地 区	地 区 名
1	尼 崎 地 区	尼崎市
2	北 摂 地 区	川西市 宝塚市 川辺郡 伊丹市
3	南 摂 地 区	西宮市 芦屋市
4	神 戸 東 地 区	東灘区 灘区 中央区
5	神 戸 西 地 区	兵庫区 北区 長田区 須磨区 垂水区 西区
6	東 播 地 区	明石市 高砂市 加古川市 加古郡
7	北 播 地 区	西脇市 三木市 小野市 多可郡 加東市 加西市
8	西 播 地 区	たつの市 相生市 赤穂市 赤穂郡 揖保郡 神崎郡 宍粟市 佐用郡
9	姫 路 地 区	姫路市
10	淡 路 地 区	洲本市 淡路市 南あわじ市
11	丹 波 地 区	豊岡市 美方郡 養父市 朝来市 丹波篠山市 三田市 丹波市

店 舗

店 名	〒	住 所	T E L	F A X	店舗内 ATM
本 店	651-0086	神戸市中央区磯上通 3-2-17	(078)241-6050	(078)241-6051	-
本店営業部	651-0086	神戸市中央区磯上通 3-2-17	(078)241-5201	(078)241-5210	1台
尼崎支店	661-0012	尼崎市南塚口町 4-4-8 ハーティ21内	(06)6426-6288	(06)6428-2777	-
姫路支店	670-0932	姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館内	(079)282-0177	(079)285-0393	-
西宮支店	662-0911	西宮市池田町13-2 西宮医療会館内	(0798)36-1010	(0798)33-1484	-

(令和2年6月30日現在)

職 員

区 分	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末
常 勤 役 職 員 数	51人	54人	56人
(うち職員数)	(48人)	(51人)	(53人)
(うち男子職員数)	(22人)	(22人)	(23人)
(うち女子職員数)	(26人)	(29人)	(30人)

令和元年度の経営環境・事業概況

経営環境

令和元年度の我が国の経済は、輸出が減速傾向を示す中で堅調な内需に支えられ、緩やかな回復基調で推移する一方、米中貿易摩擦や消費税増税等の影響で先行き不透明感が強くなっておりましたが、年初からの新型コロナウイルス感染症拡大による、人・モノの動きの世界的な遮断、国内経済活動の抑制、国際金融市場の不安定化により大変厳しい状況となっております。

当組合の経営に大きな影響を与える金融資本市場では、日銀による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策のもと、きわめて緩和的な金融環境が維持されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的規模での拡大により企業の資金繰りが大幅に悪化するなど企業金融面で緩和度合いの一段の強化が求められております。

資金調達

預金・積金の期末残高は135百万円増加し69,339百万円（前期比+0.19%）となりました。

資金運用

貸出金は「三師会ならびに郡市医師会との連携強化」、「情報ルートの拡充」、「組合員の裾野取引拡大」等の取り組みにより、期末残高で2,846百万円増加し、16,786百万円（前期比+20.41%）となりました。

有価証券は金利情勢等を勘案し抑制的な運用に努めた結果、期末残高は44,548百万円となり、前期比883百万円の減少（前期比▲1.94%）となりました。

損益状況

収益面では低金利政策や他の金融機関との競合など、厳しい環境が継続しておりますが、徹底した経費の削減など業務改革を行った結果、経常利益124百万円（前期比+46百万円）、当期純利益73百万円（前期比+18百万円）となりました。

経営課題

令和元年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の経済的影響が見通せない中、収益環境は一層厳しくなることが予想されます。このような環境下、「貸出金の増強」を最重要課題と捉え、その着実な達成に向けて融資先数の増加に注力した「貸出顧客基盤の強化」に取り組んでまいります。

経営母体である三師会（兵庫県医師会、兵庫県歯科医師会、兵庫県薬剤師会）との連携のもとお金のことならまご相談いただける医療系専門の「かかりつけBANK」を目指し、組合員のみならずが安心してお取引いただける組合を目指してまいります。

主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益	974	869	791	751	755
経常利益	224	183	117	77	124
当期純利益	143	159	83	55	73
預金積金残高	68,360	68,875	68,668	69,203	69,339
貸出金残高	9,704	10,739	10,584	13,939	16,786
有価証券残高	47,287	46,624	46,382	45,431	44,548
総資産額	78,056	78,236	78,251	79,018	80,020
純資産額	8,593	8,182	8,076	8,051	7,563
自己資本比率(単体)	21.56 %	21.15 %	20.98 %	17.76 %	15.03 %
出資総額	926,391千円	912,747千円	903,622千円	884,396千円	868,804千円
出資総口数	926,391口	912,747口	903,622口	884,396口	868,804口
出資に対する配当金	46,264千円	45,997千円	27,252千円	26,984千円	26,296千円
職員数	49人	52人	48人	51人	53人

（注）残高計数は期末日現在のものです。

金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。（以下の各表における金額についても同様であります）

法令等遵守体制について

当組合では、コンプライアンスを経営の根幹をなす重要な課題として位置づけ、コンプライアンス室が統括部署となり具体的な実践計画としてのコンプライアンス・プログラムを策定、役職員に徹底し、組合全体としてコンプライアンスの実践に努めております。その進捗状況については定期的に理事会にも報告、経営陣が率先垂範して取り組んでおります。

当組合のコンプライアンス基本方針

1. 当組合は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
2. 当組合は、法令、諸規則、社内諸規程の遵守を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
3. 当組合は、当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
4. 当組合は、役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
5. 当組合は、社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
6. 当組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

リスク管理体制について

当組合では、経営の健全性維持向上の観点より、リスク管理を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、各種リスク管理規程に則ってそのリスクの把握とコントロールを適切に行い、当組合の規模・特性に応じたリスク管理体制の強化に努めています。当組合のリスク管理体制は下記の通りです。

理 事 会	リスク管理態勢の構築、その他重要事項の審議、議決。リスク管理にかかる各種報告の聴取。
常 務 会	経営に関する重要事項の審議、業務執行の統制と円滑化を図る。
リスク管理委員会	統合的リスク管理の統括部署。各リスク所管部と連携し、組合全体のリスク管理に関する事項を一元的に管理・統括し、態勢整備、充実強化にあたる。
A L M 委員会	当組合の資産・負債を総合管理し、各業務部門を牽制することにより、運用戦略等の策定・実行の適切性を確保する。
企 画 管 理 部	リスク管理委員会事務局、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、風評リスク管理、法務リスク、オペレーショナルリスク、事務リスク、システムリスク管理
監 査 部	リスク管理態勢にかかる内部監査の実施。

また各種リスク管理の概要については、25頁以降にも一部掲載しております。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。役員に対する報酬は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

① 基本報酬

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位に応じて当組合の理事会で決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

② 退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 算出方法、b. 支払時期

(2) 令和元年度における役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総代会で定められた報酬限度額
理 事	54,772	75,000
監 事	7,566	10,000
合 計	62,338	85,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は理事15名、監事3名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和元年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

注2. 「同等額」とは、令和元年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れて自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクを巻き起こす報酬体系はありません。

中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組状況

1. 中小企業の経営支援に対する取組方針

- (1) 当組合は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さま一人ひとりの顔が見える対話を一番大切に、最も身近な頼れる相談相手として、お客さまの悩みを一緒に考え、これまで以上に適切な提案を行えるよう取組みます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

- (1) お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談については、当組合の本店、各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設けております。
- (2) 当組合は、お客さまからの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。また、お客さまのライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。
- (3) 当組合は、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な対応に向け、貸付条件の変更等に関する情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査すると共に、その内容を記録、保存いたします。
- (4) 当組合は、貸付条件の変更等を行ったのち経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的なモニタリングを通し、経営相談や経営指導および経営改善支援に努めてまいります。

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

- (1) 当組合は、お客さまから貸付けに係るお申込みやご相談について、医療系専門の金融機関としての特性を活かし、兵庫県下の医師会・歯科医師会・薬剤師会の医師等からの指導、アドバイスなども参考にしつつ、融資案件の組み立てや採り上げ判断等を行っております。
また顧問税理士法人、顧問弁護士などの外部専門家と連携し、「創業支援」「事業計画作成支援」「事業承継」等のお客さまのライフプランに応じた経営支援を行っております。
- (2) 当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから、貸付条件の変更等についてお申込み・ご相談があった場合には、お客さまの申入れに基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、住宅金融支援機構、事業再生ADR解決事業者、地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等との間で、相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密に連携し、対応に努めてまいります。

4. 地域活性化に関する取組状況

- (1) 当組合は、医療に従事される皆様への金融サービスの提供を通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療や介護福祉事業の発展に寄与し、地域住民が安心して暮らせる環境作りに貢献してまいります。
 - ① 新規開業をご検討されているお客さま
・新たに開業されるお客さまに対しては、無担保で5,000万円までお借入が可能な「新規開業ローン（無担保型）」もご用意しております。
 - ② 事業継承をご検討されているお客さま
・後継者への事業継承をご検討されているお客さまに、「事業継承ローン」をご用意しております。また、後継者がいらっしゃらないお客さまの事業継承ニーズにお応えするため、お客さまの同意のもと、医師会等と連携し、ビジネス・マッチングも実施しております。
 - ③ 福祉・介護事業への進出をご検討されているお客さま
・医療に従事されているお客さまが、新たに介護・福祉事業への展開をご検討されている場合、最大3億円までお借入が可能な「介護・福祉事業ローン」もご用意しております。

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

令和元年度に「新規に無保証で融資した件数」は1件、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は3.23%、「保証契約を解除した件数（代表者交代時における旧経営者の保証解除、新経営者の保証契約締結）」及び「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数」については、取扱いはありませんでした。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、相互扶助の理念を念頭におき、医療関係に従事する皆さまの地位の向上と繁栄を図ることを目的に、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定しております。

この方針を全役職員で共有・実践し、定期的に検証・見直しをすることによって、お客さまとの信頼関係を更に高めてまいります。

1. お客さまの最善の利益の追求

お客さまに対し、誠実・公正に業務を行い、お客さま一人ひとりに最適な商品やサービスを提供できるよう努めます。

また、こうした業務運営が組合の文化として定着するよう努めて参ります。

2. 利益相反の適切な管理

お客さまとの取引にあたっては、お客さまの利益が不当に害されることがないように、適切に管理いたします。

3. 重要な情報の分かりやすい提供

お客さまに提供する商品やサービス、手数料など重要な情報を正しく理解していただくため、パンフレットなどを用いて分かりやすく説明いたします。

4. お客さまにふさわしいサービスの提供

お客さまのライフプランやニーズをよく聴き、お客さまにふさわしい金融商品やサービスをご提案いたします。

苦情処理措置及び紛争解決措置の概要

1. 苦情処理について

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または企画管理部にお申し出ください。

【兵庫県医療信用組合 企画管理部】078-241-5201

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.hyoishin.co.jp/>

2. 紛争解決について

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合企画管理部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および金融機関の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：03-3567-2456

業務内容のご紹介

預 金

種 類	預入期間	預入金額	特 色
当 座 預 金	自 由	1 円以上	小切手をご利用いただけ、代金のお支払いや資金の移動にご利用いただけます
普 通 預 金	自 由	1 円以上	ご自由に出し入れができ、家計簿代わりに使えるご預金です
総 合 口 座 (普通・定期)	自 由	1 円以上	受取る・使う・貯める・借りるが1冊の通帳でおこなえます 担保定期の90%、最高270万円までお借入が可能です
決 済 用 預 金 (無利息型普通預金)	自 由	1 円以上	無利息型普通預金として、預金の全額が預金保険によって保護されている預金です
通 知 預 金	7 日以上	1,000円以上	まとまった資金の短期運用に最適です お引出は2日前までにご連絡ください
納 税 準 備 預 金	自 由	1 円以上	納税を目的とする預金です お利息は無税扱いとなります
貯 蓄 預 金	自 由	10万円以上 30万円以上	自由に出し入れができ、自由金利型定期預金に連動した預金です
ス ー パ ー 定 期 預 金	1 ヶ月～3 年	100円以上	市場金利の動向等に応じて金利が決定されます お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません
自 由 金 利 型 定 期 預 金	1 ヶ月～3 年	1,000万円以上	市場金利の動向等に応じて金利が決定される定期預金です お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません
ドク タ ー プ ラ ン	最長5 年 (6 ヶ月据置)	10万円以上 1,000万円未満	6 ヶ月の据置期間経過後はご自由にお引き出しが可能です お利息は6 ヶ月ごとの複利で計算します
定 期 積 金	6 ヶ月～5 年	1 回の掛金 100円以上	毎月一定の金額を積み立て頂くご預金で、目的に合わせて期間の設定ができます

融 資

種 類	お 使 い み ち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人など
介護・福祉事業 一	介護・福祉事業に関わる全ての資金にお使い頂けます	3 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
医療事業ローン	医業に関わるすべての資金 診療所の移転、増改築、用地購入等にお使い頂けます	1 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
医療サポートローン (医師向け)	運転資金、設備資金などの医療に関わる事業性資金にお使い頂けます	10百万円	5 年以内	担 保：不要 保証人：不要 (原則)
新規開業ローン	診療所等の開業に関するあらゆる資金にお使い頂けます	(不動産担保型) 1 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
		(無担保型) 50百万円	15年以内	担 保：不要 保証人：原則1名
事業継承ローン	診療所等の事業継承に関するあらゆる資金にお使い頂けます	1 億円	25年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
医療機器購入 一	電子カルテ、レセコン、エコーその他の医療機器の購入資金にお使い頂けます	20百万円	5 年以内	担 保：不要 保証人：原則1名

種類	お 使 い み ち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人など
神戸医師協提携ローン 姫路医師協提携ローン	医療機器・事務機器・往診車の購入資金、開業・診療所リフォーム資金等の事業性資金にお使い頂けます 自家用車購入資金、自宅リフォーム資金等の消費性資金にお使い頂けます ※神戸医師協同組合又は姫路医師協同組合が関わる物品の販売やサービスに限ります	300万円	7年以内	担 保：不要 保証人：原則1名
住宅ローン	ご自宅の購入、新築、増改築、自宅建築用地の購入、他行住宅ローンの借換えにお使い頂けます	1億円	35年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
教育ローン	教育に関するあらゆる資金にお使い頂けます（入学金、授業料、下宿資金等）	(不動産担保型) 500万円	20年以内	担 保：不動産 保証人：原則1名
		(無担保型 医師向け) 200万円	15年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）
		(無担保型) 100万円	15年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）
オートローン	自家用車、往診車、自動二輪車（大型）などの購入にお使い頂けます	100万円	5年以内	担 保：不要 保証人：原則1名
フリーローン（医師向け）	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）	100万円	10年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）
フリーローン（歯科医師向け）	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）	500万円	5年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）
研修医サポートローン	お使いみちはご自由です（事業性資金は除きます）	500万円	7年以内	担 保：不要 保証人：不要（原則）

兵庫県医師会提携融資

種類	お 使 い み ち	ご融資限度額	ご返済期間	担保・保証人など
医療損害賠償特別融資	医療事故に関わる損害賠償支払資金（供託金等）にお使い頂けます	2億円	6ヶ月以内	担 保：不要 保証人：原則2名
医師会入会金ローン	県、郡、市、区の医師会入会金にお使い頂けます	500万円	5年以内	担 保：不要 保証人：原則1名

他行 ATM ご利用手数料の無料化について

- ・全国の金融機関、コンビニエンスストア等の ATM 利用手数料を当組合がご負担します。
- ・一旦お支払いいただいた利用手数料は、利用月の翌月20日（休日の場合は前営業日）にお取引口座にて返戻させていただきます。
- ・無料となる手数料は、他行 ATM ご利用時の入出金手数料及び時間外手数料です（振込手数料は除きます）。
- ・本サービスのご利用は、当組合の組合員に限らせていただきます。

貸借対照表

(単位：千円)

資 産	平成30年度	令和元年度	負債及び純資産	平成30年度	令和元年度
現 金	174,418	158,288	預 金 積 金	69,203,195	69,339,065
預 け 金	17,891,138	16,998,514	当 座 預 金	505,159	440,718
有 価 証 券	45,431,812	44,548,618	普 通 預 金	20,046,810	21,091,127
国 債	9,775,580	7,266,420	貯 蓄 預 金	88,694	159,719
地 方 債	206,140	204,060	通 知 預 金	-	-
社 債	33,303,146	34,158,270	定 期 預 金	44,979,003	43,995,255
株 式	400	400	定 期 積 金	2,206,236	2,284,439
そ の 他 の 証 券	2,146,546	2,919,468	そ の 他 の 預 金	1,377,291	1,367,804
貸 出 金	13,939,904	16,786,300	借 用 金	1,100,000	2,620,000
割 引 手 形	-	-	借 入 金	1,100,000	2,620,000
手 形 貸 付	411,835	469,495	そ の 他 負 債	124,095	137,959
証 書 貸 付	13,520,116	16,309,985	未 決 済 為 替 借	18,827	13,890
当 座 貸 越	7,953	6,820	未 払 費 用	20,895	15,830
そ の 他 資 産	448,069	434,680	給 付 補 て ん 備 金	2,188	937
未 決 済 為 替 貸	1,165	992	未 払 法 人 税 等	8,911	34,931
全 信 組 連 出 資 金	265,900	265,900	前 受 収 益	2,276	6,535
前 払 費 用	895	581	払 戻 未 済 金	21,758	17,358
未 収 収 益	116,506	110,816	職 員 預 り 金	39,004	41,750
そ の 他 の 資 産	63,601	56,389	そ の 他 の 負 債	10,232	6,726
有 形 固 定 資 産	1,108,775	1,084,091	賞 与 引 当 金	14,039	14,304
建 物	582,657	559,235	役 員 賞 与 引 当 金	-	-
土 地	515,082	515,082	退 職 給 付 引 当 金	109,862	121,070
建 設 仮 勘 定	-	-	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24,370	33,180
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	11,035	9,773	繰 延 税 金 負 債	391,418	191,999
無 形 固 定 資 産	34,823	24,711	債 務 保 証	-	-
ソ フ ト ウ ェ ア	34,205	24,142	負 債 の 部 合 計	70,966,980	72,457,578
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	617	568	(純 資 産 の 部)		
前 払 年 金 費 用	-	-	出 資 金	884,396	868,804
繰 延 税 金 資 産	-	-	普 通 出 資 金	884,396	868,804
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	-	-	利 益 剰 余 金	5,997,492	6,044,384
債 務 保 証 見 返	-	-	利 益 準 備 金	931,384	931,384
貸 倒 引 当 金	▲ 10,255	▲ 14,557	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,066,108	5,113,000
(うち個別貸倒引当金)	▲ 762	-	特 別 積 立 金	4,970,000	5,000,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	96,108	113,000
			組 合 員 勘 定 合 計	6,881,888	6,913,188
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,169,816	649,879
			純 資 産 の 部 合 計	8,051,704	7,563,067
資 産 の 部 合 計	79,018,685	80,020,646	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	79,018,685	80,020,646

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 4. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年
 その他 3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 日本公認会計士協会：銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、企画管理部が資産査定を実施しております。
 7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
 なお、当組合は、複次事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成31年3月31日現在）

年金資産の額	345,052百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	298,784百万円
差引額	46,268百万円

- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
 （自平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）0.226%

- (3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高22,092百万円及び別途積立金68,360百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金13百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰勞引当金は、役員への退職慰勞金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰勞金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 ー百万円

12. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円

13. 有形固定資産の減価償却累計額は286百万円であり、

14. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

16. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

17. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 2,900百万円

担保資産に対応する債務 借入金 2,620百万円

上記のほか、為替業務に係る取引のために預け金500百万円を担保として提供しております。

18. 出資1口当たりの純資産額 8,705円14銭

19. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか企画管理部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程、及びALM委員会運営規則において、リスク管理方法や手続等を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

- (ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。企画管理部において、保有している株式にかかる市場環境や取引先の財務状況などのモニタリングを実施しております。これらの情報は企画管理部を通じ、理事会において定期的に報告されております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、有価証券のうち「債券」、「預け金」、「貸出金」、及び「預金積金」であります。その他すべてのリスク変数が一定の場合、令和2年3月31日現在の金利が100ベース・ポイント（1.00%）上昇すれば、それぞれの時価は以下のとおり減少するものと考えられます。

(単位：百万円)

	影 響 額
(1) 有価証券のうち債券	△ 2,687
(2) 預け金	△ 25
(3) 貸出金	△ 124
(4) 預金積金	480
合 計	△ 2,357

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

20. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	16,998	17,009	10
(2) 有価証券	44,548	44,548	0
満期保有目的の債券	100	100	0
その他有価証券	44,448	44,448	-
(3) 貸出金 (*1)	16,786		
貸倒引当金 (*2)	△ 14		
	16,771	16,869	97
金 融 資 産 計	78,318	78,427	108
(1) 預金積金 (*1)	69,339	69,366	27
(2) 借入金 (*1)	2,620	2,620	-
金 融 負 債 計	71,959	71,986	27

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	0
組合出資金 (*2)	265
合 計	266

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
社 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
その他	100百万円	100百万円	0百万円
小 計	100百万円	100百万円	0百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
地方債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
社 債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
その他	- 百万円	- 百万円	- 百万円
小 計	- 百万円	- 百万円	- 百万円
合 計	100百万円	100百万円	0百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
株 式	- 百万円	- 百万円	- 百万円
債 券	31,431百万円	32,420百万円	989百万円
国 債	5,757百万円	6,268百万円	511百万円
地方債	200百万円	204百万円	3百万円
社 債	25,473百万円	25,948百万円	474百万円
その他	1,499百万円	1,530百万円	31百万円
小 計	32,930百万円	33,951百万円	1,020百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
株 式	- 百万円	- 百万円	- 百万円
債 券	9,326百万円	9,207百万円	△ 118百万円
国 債	999百万円	998百万円	△ 0百万円
地方債	- 百万円	- 百万円	- 百万円
社 債	8,327百万円	8,209百万円	△ 117百万円
その他	1,300百万円	1,289百万円	△ 11百万円
小 計	10,627百万円	10,496百万円	△ 130百万円
合 計	43,557百万円	44,448百万円	890百万円

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

22. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

23. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
	1,251百万円	48百万円	- 百万円

24. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	2,920百万円	19,268百万円	4,939百万円	14,499百万円
国 債	506百万円	2,058百万円	- 百万円	4,701百万円
地方債	- 百万円	204百万円	- 百万円	- 百万円
社 債	2,413百万円	17,006百万円	4,939百万円	9,798百万円
その他	702百万円	809百万円	1,407百万円	- 百万円
合 計	3,623百万円	20,078百万円	6,346百万円	14,499百万円

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度額超過額	3百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	32百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	8百万円
未払事業税	2百万円
その他	0百万円
繰延税金資産小計	48百万円
評価性引当額	-百万円
繰延税金資産合計	48百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	240百万円
繰延税金負債合計	240百万円
繰延税金負債の純額	191百万円

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度	科 目	平成30年度	令和元年度
経 常 収 益	751,321	755,945	経 費	621,695	601,384
資 金 運 用 収 益	648,448	662,303	人 件 費	407,323	394,316
貸 出 金 利 息	122,157	147,725	物 件 費	202,917	194,986
預 け 金 利 息	18,177	15,109	税 金	11,454	12,081
有価証券利息配当金	502,716	492,009	そ の 他 経 常 費 用	69	4,664
その他の受入利息	5,396	7,459	貸倒引当金繰入額	-	4,302
役 務 取 引 等 収 益	29,077	43,660	株 式 等 売 却 損	-	-
受入為替手数料	11,944	12,362	株 式 等 償 却	-	-
その他の役務収益	17,132	31,297	そ の 他 の 経 常 費 用	69	362
そ の 他 業 務 収 益	73,163	49,881	経 常 利 益	77,804	124,596
国債等債券売却益	70,954	48,553	特 別 利 益	-	-
国債等債券償還益	-	-	固 定 資 産 処 分 益	-	-
その他の業務収益	2,208	1,328	そ の 他 の 特 別 利 益	-	-
そ の 他 経 常 収 益	632	100	特 別 損 失	0	21,377
貸倒引当金戻入益	135	-	固 定 資 産 処 分 損	0	0
償却債権取立益	20	-	減 損 損 失	-	-
株 式 等 売 却 益	30	-	そ の 他 の 特 別 損 失	-	21,377
その他の経常収益	447	100	税 引 前 当 期 純 利 益	77,804	103,218
経 常 費 用	673,517	631,349	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,013	36,454
資 金 調 達 費 用	12,799	11,242	法 人 税 等 調 整 額	11,971	▲ 7,113
預 金 利 息	9,698	10,083	法 人 税 等 合 計	21,985	29,340
給付補てん備金繰入額	2,906	952	当 期 純 利 益	55,819	73,877
借 用 金 利 息	-	-	繰 越 金	40,288	39,123
その他の支払利息	194	205	当 期 未 処 分 剰 余 金	96,108	113,000
役 務 取 引 等 費 用	12,835	14,058			
支払為替手数料	6,923	7,313			
その他の役務費用	5,912	6,744			
そ の 他 業 務 費 用	26,117	-			
国債等債券売却損	26,117	-			
国債等債券償還損	-	-			
国債等債券償却	-	-			
その他の業務費用	-	-			

(注)

- 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益は83円48銭です。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度
当期末処分剰余金	96,108	113,000
繰越金（当期首残高）	40,288	39,123
当期純利益	55,819	73,877
計	96,108	113,000
上記処分額	56,984	66,296
利益準備金	-	-
特別積立金	30,000	40,000
出資に対する配当金	26,984	26,296
繰越金（当期末残高）	39,123	46,704
出資配当率	年3%	年3%

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和2年6月19日

兵庫県医療信用組合

理事長 本 庄 昭

会計監査人の監査

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」及び「剰余金処分計算書」につきましては、会計監査人である「EY 新日本有限責任監査法人」の監査を受けており、適正である旨の監査報告を受理しています。

経営指標

総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
総資産経常利益率	0.10	0.15
総資産当期純利益率	0.07	0.09

預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度	
預 貸 率	期中平均残高	16.63	22.18
	期末残高	20.14	24.20
預 証 率	期中平均残高	65.34	65.35
	期末残高	65.64	64.24

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成30年度	令和元年度
資金運用利回 (A)	0.86	0.86
資金調達原価率 (B)	0.91	0.86
総資金利鞘 (A - B)	▲ 0.05	0.00

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高 百万円、利息 千円、利回 %)

科 目	平均残高	利 息	利 回	
資 金 運 用 勘 定	平成30年度	75,031	648,448	0.86
	令和元年度	76,752	662,303	0.86
うち貸出金	平成30年度	11,413	122,157	1.07
	令和元年度	15,290	147,725	0.96
うち預け金	平成30年度	18,635	18,177	0.09
	令和元年度	16,147	15,109	0.09
うち有価証券	平成30年度	44,825	502,716	1.12
	令和元年度	45,049	492,009	1.09
資 金 調 達 勘 定	平成30年度	69,578	12,799	0.01
	令和元年度	71,213	11,242	0.01
うち預金積金	平成30年度	68,593	12,605	0.01
	令和元年度	68,934	11,036	0.01
うち借入金	平成30年度	946	-	0.00
	令和元年度	2,238	-	0.00
うちその他 (職員預り金)	平成30年度	38	194	0.50
	令和元年度	40	205	0.50

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高 (平成30年度73百万円、令和元年度81百万円) をそれぞれ控除して表示しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成30年度	10	9	-	10	9
	令和元年度	10	14	-	10	14
個別貸倒引当金	平成30年度	-	0	-	-	0
	令和元年度	0	-	-	0	-
合 計	平成30年度	10	10	-	10	10
	令和元年度	11	14	-	11	14

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円、%)

科 目	平成30年度	令和元年度
資 金 運 用 収 支	635,648	651,061
資金運用収益	648,448	662,303
資金調達費用	12,799	11,242
役 務 取 引 等 収 支	16,241	29,601
役務取引等収益	29,077	43,660
役務取引等費用	12,835	14,058
そ の 他 の 業 務 収 支	47,045	49,881
その他業務収益	73,163	49,881
(うち国債等債券売却益)	(70,954)	(48,553)
(「」償還益)	(-)	(-)
(金融派生商品収益)	(-)	(-)
(その他の業務収益)	(2,208)	(1,328)
その他業務費用	26,117	-
業 務 粗 利 益	698,935	730,544
資 金 運 用 勘 定 平 残	75,031,630	76,752,943
業 務 粗 利 益 率	0.93	0.95
業 務 純 益	77,240	124,858
実 質 業 務 純 益	77,240	129,160
コ ア 業 務 純 益	32,403	80,607
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	32,403	80,607

役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
役 務 取 引 等 収 益	29,077	43,660
受入為替手数料	11,944	12,362
その他の受入手数料	12,820	26,864
その他の役務取引等収益	4,311	4,432
役 務 取 引 等 費 用	12,835	14,058
支払為替手数料	6,923	7,313
その他の支払手数料	1,480	1,549
その他の役務取引等費用	4,431	5,195

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
人 件 費	407,323	394,316
報酬給料手当	332,153	320,632
退職給付費用	26,502	24,723
その他	48,666	48,959
物 件 費	202,917	194,986
事務費	81,393	78,224
固定資産費	39,715	40,126
事業費	13,235	12,299
人事厚生費	3,405	2,961
預金保険料	23,024	22,442
減価償却費	42,143	38,932
税 金	11,454	12,081
経 費 合 計	621,695	601,384

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
受取利息の増減	▲ 15,442	13,855
支払利息の増減	▲ 2,178	▲ 1,557

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	他の金融機関向け	19,648	28,776	20,118	28,714
	他の金融機関から	40,185	35,771	42,732	36,589

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	9,861	21.9	8,107	17.9
地方債	432	0.9	200	0.4
社債	33,104	73.8	34,006	75.4
株式	0	0.0	0	0.0
その他の証券	1,426	3.1	2,733	6.0
合計	44,825	100.0	45,049	100.0

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当座預金	623	0.9	538	0.7
普通預金	18,875	27.5	20,379	29.5
貯蓄預金	93	0.1	160	0.2
通知預金	-	-	-	-
定期預金	44,992	65.5	44,205	64.1
定期積金	2,647	3.8	2,364	3.4
その他	1,362	1.9	1,286	1.8
合計	68,593	100.0	68,934	100.0

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	44,838	64.7	45,058	64.9
法人	24,337	35.1	24,275	35.0
金融機関	25	0.0	0	0.0
公金	1	0.0	3	0.0
合計	69,203	100.0	69,339	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利定期預金	44,979	100.0	43,995	100.0
変動金利定期預金	-	-	-	-
その他の定期預金	-	-	-	-
合計	44,979	100.0	43,995	100.0

有価証券、金銭の信託等の取得原価または償却原価、時価及び評価損益

(単位：百万円)

項 目	取得原価または償却原価		時 価		評価損益	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
有 価 証 券	43,829	43,658	45,432	44,548	1,602	890
金 銭 の 信 託	-	-	-	-	-	-
デリバティブ等 商 品	-	-	-	-	-	-

(注) 有価証券の「時価」は、当組合の「有価証券の時価会計に係る規則」にもとづき算出されております。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		期間の定め のないもの	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国債	平成30年度	-	2,331	2,606
	令和元年度	-	506	2,058	-	4,701
地方債	平成30年度	-	-	206	-	-
	令和元年度	-	-	204	-	-
社債	平成30年度	-	3,477	14,926	6,646	8,253
	令和元年度	-	2,413	17,006	4,939	9,798
株式	平成30年度	0	-	-	-	-
	令和元年度	0	-	-	-	-
外国証券	平成30年度	-	-	730	1,416	-
	令和元年度	-	702	809	1,407	-
その他の証券	平成30年度	-	-	-	-	-
	令和元年度	-	-	-	-	-
合計	平成30年度	0	5,809	18,468	8,062	13,091
	令和元年度	0	3,623	20,078	6,346	14,499

有価証券の時価等情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	100	100	0	100	100	0
	小計	100	100	0	100	100	0
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合 計	100	100	0	100	100	0	

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、公社公団債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券です。

その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	43,084	41,529	1,555	32,420	31,431	989
	国債	9,775	9,083	691	6,268	5,757	511
	地方債	206	200	5	204	200	3
	社債	33,103	32,244	858	25,948	25,473	474
	その他	1,849	1,798	50	1,530	1,499	31
	小計	44,934	43,328	1,605	33,951	32,930	1,020
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	200	200	0	9,207	9,326	▲ 118
	国債	-	-	-	998	999	▲ 0
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	200	200	0	8,209	8,327	▲ 117
	その他	197	200	▲ 2	1,289	1,300	▲ 11
小計	397	400	▲ 3	10,496	10,627	▲ 130	
合 計	45,331	43,728	1,602	44,448	43,557	890	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2. 「社債」には、公社公団債、事業債が含まれます。
 3. 上記の「その他」は、外国証券です。

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手形貸付	250	2.1	296	1.9
証書貸付	11,155	97.7	14,986	98.0
当座貸越	7	0.0	7	0.0
合 計	11,413	100.0	15,290	100.0

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	1,955	14.0	2,539	15.1
設備資金	11,984	85.9	14,246	84.8
合 計	13,939	100.0	16,786	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構 成 比	債務保証見返額	
当 組 合 預 金 積 金	平成30年度	242	1.7	-
	令和元年度	236	1.4	-
有 価 証 券	平成30年度	1,200	8.6	-
	令和元年度	1,500	8.9	-
動 産	平成30年度	-	-	-
	令和元年度	-	-	-
不 動 産	平成30年度	10,145	72.7	-
	令和元年度	11,623	69.2	-
そ の 他	平成30年度	42	0.3	-
	令和元年度	39	0.2	-
小 計	平成30年度	11,630	83.4	-
	令和元年度	13,399	79.8	-
信用保証協会・信用保険	平成30年度	0	0.0	-
	令和元年度	4	0.0	-
保 証	平成30年度	1,419	10.1	-
	令和元年度	2,500	14.8	-
信 用	平成30年度	889	6.3	-
	令和元年度	881	5.2	-
合 計	平成30年度	13,939	100.0	-
	令和元年度	16,786	100.0	-

貸出金金利区別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利貸出	2,926	20.9	3,296	19.6
変動金利貸出	11,013	79.0	13,490	80.3
合 計	13,939	100.0	16,786	100.0

貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
医療・福祉	4,461	32.0	5,294	31.5
そ の 他	9,477	67.9	11,491	68.4
合 計	13,939	100.0	16,786	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
全国信用協同組合連合会	-	-	-	-
独立行政法人福祉医療機構	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-

貸出金等の分類

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 ((B)+(C))/A)
破綻先債権	平成30年度	61	61	0	100.0
	令和元年度	—	—	—	—
延滞債権	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—
3ヶ月以上延滞債権	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成30年度	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—
合 計	平成30年度	61	61	0	100.0
	令和元年度	—	—	—	—

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. 及び2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B)+(C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、「担保・保証」、及び「貸倒引当金」を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/A)	貸倒引当金引当率 (C)/((A)-(B))
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年度	61	61	0	61	100.0	100.0
	令和元年度	—	—	—	—	—	—
危険債権	平成30年度	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	平成30年度	—	—	—	—	—	—
	令和元年度	—	—	—	—	—	—
不良債権計	平成30年度	61	61	0	61	100.0	100.0
	令和元年度	—	—	—	—	—	—
正常債権	平成30年度	13,883					
	令和元年度	16,789					
合 計	平成30年度	13,945					
	令和元年度	16,789					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後（償却後）の計数です。

自己資本の充実の状況等について

I. 自己資本の構成に関する開示事項

1. 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,854	6,886
うち、出資金及び資本剰余金の額	884	868
うち、利益剰余金の額	5,997	6,044
うち、外部流出予定額 (▲)	26	26
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9	14
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9	14
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,864	6,901
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	25	18
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	25	18
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	25	18
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	6,838	6,883
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,208	44,513
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 753	▲ 753
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 753	▲ 753
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,277	1,275
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	38,486	45,789
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	17.76%	15.03%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。
 なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

II. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度		令和元年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	37,208	1,488	44,513	1,780
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	37,962	1,518	45,267	1,810
(i) ソブリン向け	143	5	137	5
(ii) 金融機関向け	4,181	167	4,344	173
(iii) 法人等向け	16,584	663	18,160	726
(iv) 中小企業等・個人向け	563	22	743	29
(v) 抵当権付住宅ローン	455	18	533	21
(vi) 不動産取得等事業向け	1,302	52	2,807	112
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,758	150	5,783	231
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	265	10	265	10
(xi) その他	10,704	428	12,489	499
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	▲ 753	▲ 30	▲ 753	▲ 30
⑥CVA リスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	1,277	51	1,275	51
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	38,486	1,539	45,789	1,831

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金、有形固定資産、無形固定資産、その他資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことを言い、信用リスクは当組合が管理すべき重要なリスクであると認識しています。

信用リスクの評価につきましては、当組合では、厳格な自己査定を実施しています。貸倒引当金は自己査定基準、償却引当基準に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオ

リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の5機関を採用しています。

Moody's、R & I、JCR、S & P、Fitch

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(3) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸 出 金		債 券		デリバティブ 取 引						
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度	
国 内	55,767	57,636	13,945	16,789	41,821	40,846	-	-	-	-	
国 外	2,107	2,911	-	-	2,107	2,911	-	-	-	-	
地 域 別 合 計	57,875	60,547	13,945	16,789	43,929	43,757	-	-	-	-	
製 造 業	9,527	9,127	-	-	9,527	9,127	-	-	-	-	
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
建 設 業	200	300	-	-	200	300	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,003	802	-	-	1,003	802	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	1,102	1,309	-	-	1,102	1,309	-	-	-	-	
運 輸 業、郵 便 業	8,024	7,220	-	-	8,024	7,220	-	-	-	-	
卸 売 業、小 売 業	4,011	3,810	-	-	4,011	3,810	-	-	-	-	
金 融 業、保 険 業	7,016	9,131	1,200	1,500	5,816	7,631	-	-	-	-	
不 動 産 業	3,807	5,515	-	-	3,807	5,515	-	-	-	-	
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宿 泊 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
飲 食 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
医 療、福 祉	909	1,309	909	1,309	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の サ ー ビ ス	3,854	4,286	3,552	3,984	302	302	-	-	-	-	
そ の 他 の 産 業	2,137	2,850	2,137	2,850	-	-	-	-	-	-	
国・地方公共団体等	10,733	8,296	600	560	10,133	7,736	-	-	-	-	
個 人	5,540	6,581	5,540	6,581	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	5	3	5	3	-	-	-	-	-	-	
業 種 別 合 計	57,875	60,547	13,945	16,789	43,929	43,757	-	-	-	-	
1 年 以 下	15,952	15,311	10,082	11,695	5,870	3,615	-	-	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	11,180	13,141	1,433	1,281	9,746	11,859	-	-	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	9,044	9,225	791	1,301	8,253	7,923	-	-	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	6,864	3,381	650	978	6,214	2,403	-	-	-	-	
7 年 超 10 年 以 下	2,354	5,384	850	1,459	1,503	3,925	-	-	-	-	
10 年 超	12,472	14,100	131	70	12,341	14,029	-	-	-	-	
期 間 の 定 め の な い も の	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	5	3	5	3	-	-	-	-	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	57,875	60,547	13,945	16,789	43,929	43,757	-	-	-	-	

- (注) 1. 当組合は、外国債券を保有しているため、国内と国外に区分しております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、貸出金の未収利息を計上しております。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

項目	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	目的使用	その他	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
その他のサービス	-	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-
合計	-	0	0	-	-	-	-	0	0	-	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. その他のサービスは個人（事業性）が該当します。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(5) リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成30年度		令和元年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	-	10,172	-	7,788
10 %	-	437	-	372
20 %	7,621	18,701	7,017	17,807
35 %	-	1,324	-	1,544
50 %	20,655	-	19,958	-
75 %	-	816	-	1,060
100 %	2,511	13,440	3,520	17,019
150 %	-	-	-	201
200 %	-	-	-	-
250 %	-	1,902	-	3,013
その他	-	-	-	-
合計	30,788	46,795	30,496	48,807

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置を言い、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしています。審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただき、ご契約においては適切な取扱いに努めています。

信用リスク削減手法として、適格担保として自組合預金積金、上場株式等があり「担保の種類および評価基準」・「保証の種類および評価基準」により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っています。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、適切な取扱いに努めています。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,445	1,712	-	-	-	-
(i) ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
(ii) 金融機関向け	1,201	1,503	-	-	-	-
(iii) 法人等向け	111	70	-	-	-	-
(iv) 中小企業等・個人向け	59	63	-	-	-	-
(v) 抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
(vi) 不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
(vii) 三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
(viii) 出資等	-	-	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(ix) その他	72	74	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項はありません

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
オペレーショナル・リスクを「事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクによって損失を被るリスクに備えた自己資本の確保が必要であると考えています。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法
3年間の平均粗利益の15%であるとした「基礎的手法」を採用します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続の概要
出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、全国信用協同組合連合会への出資金が該当します。
そのうち、上場株式にかかるリスクの認識については時価評価及び VaR 並びに株価変動幅(10%)、によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて ALM 委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。取引にあたっては、当組合が定める、「資金運用規程」、「市場リスク管理規程」、「有価証券の運用方針」に基づいた厳格な運用・管理を行っています。非上場株式、出資金に関しても、適切に運用・管理を行っています。
なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券の時価会計に係る規則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

- (2) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	266	266	266	266
合 計	266	266	266	266

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

- (3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
売 却 益	0	-
売 却 損	-	-
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

- (4) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	-	-

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

- (5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
評 価 損 益	-	-

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では、「資金運用規程」、「市場リスク管理規程」によりリスク管理を行っています。金利感応資産・負債を対象として金利リスクのモニタリング・分析を行っております。なお、金利リスク計測の頻度は四半期とし、理事会等経営陣へ報告を行うなどリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスク算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（金利ショックに対する現在価値の減少額）及び Δ NII（金利ショックに対する期間収益の減少額）に関する事項は以下の通りです。

- ① 流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しており流動性預金のうち一定額（ア. 過去5年の最低残高、イ. 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、ウ. 現残高の50%相当額、以上ア～ウのうち最小の額を上限）をコア預金と認識しています（平均満期2.5年）。流動性預金全体の満期については、平均満期が1.25年、最長3年の取引として金利リスクを計測しています。
- ② 固定金利貸出（住宅ローン）の期限前返済および定期性預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を用いています。
- ③ 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）算出にあたり、割引金利にスプレッドを考慮していません。
- ④ Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提や内部モデルは使用していません。
- ⑤ 前事業年度末の開示からの変動に関して、 Δ EVE の最大値は2,330百万円（前期末比+31百万円）となりました。尚、 Δ NII については開示初年度の為、記載事項はありません。
- ⑥ 自己資本の額や有価証券評価益を鑑みて、健全性については問題ありません。
- ⑦ 統合的リスク管理では VaR で計測される金利リスク量がリスク配賦資本の範囲内におさまっているかどうかモニタリングし月次で ALM 委員会、リスク管理委員会に報告しています。VaR は信頼区間99.0%、保有期間6ヶ月としモンテカルロ法（預金・預け金・貸出金）、分散共分散法（有価証券）にて算出しています。

（単位：百万円）

銀行勘定の金利リスク（IRRBB）		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,299	2,330		13
2	下方パラレルシフト	0	0		1
3	スティープ化	1,989	2,024		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,299	2,330		13
8	自己資本の額	前期末 6,838		当期末 6,883	

（注）「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から Δ NIIを開示することとなりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

Ⅲ. 定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	兵庫県医療信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	868百万円

兵庫県医療信用組合のあゆみ

- S 35. 3 組合設立・新開地本通り藤田興業の3階で開設 組合員673名
西庵久楠氏が初代組合長に就任
- S 35. 8 医療金融公庫委託業務取扱開始
- S 36. 4 組合事務所を生田区楠町3丁目42番地2へ新築移転
- S 37. 1 神戸市公金受入れ事務取扱開始・株式払込事務取扱開始
- S 38. 1 兵庫県診療報酬支払基金の受入金融機関の指定を受ける
- S 39. 3 尼崎支店開設（尼崎市東難波町2-5-30）
- S 40. 6 姫路支店開設（姫路市東呉服町20）
- S 42. 10 安本和夫氏が二代目の組合長に就任
- S 44. 12 西宮支店開設（西宮市江上町3-40）
- S 47. 11 渡邊一九氏が三代目の組合長に就任
- S 49. 10 尼崎支店移転（尼崎市水堂町3-15-20）
- S 51. 12 姫路支店移転（姫路市本町85-7）
- S 54. 1 国民金融公庫の代理業務開始
- S 56. 3 本店を中央区楠町3丁目4番15号へ新築移転
- S 59. 5 中田富士男氏が四代目の組合長に就任
- S 62. 5 信組共同センター加盟によるオンラインシステム取扱開始
- H 2. 3 創立30周年記念式典開催
- H 2. 11 田野良雄氏が五代目の組合長に就任
- H 5. 11 濱西壽三郎氏が六代目の組合長に就任
- H 8. 4 西宮支店移転（西宮市池田町13-2）
- H 11. 6 長谷川茂氏が七代目の組合長に就任
- H 14. 6 石戸力氏が八代目の組合長に就任
- H 16. 8 ホームページ開設
- H 17. 6 橋本章男氏が九代目の組合長に就任
- H 20. 6 瀧谷泰博氏が十代目の組合長に就任
- H 21. 4 組合内ネットワークシステムの構築
- H 21. 9 創立50周年記念式典開催
- H 22. 6 竹政順三郎氏が十一代目の組合長に就任
- H 24. 3 「営業支援システム」稼働開始
- H 24. 11 本店を現住所（中央区磯上通3丁目2番17号）へ新築移転
- H 25. 1 「医師系専用自己査定システム」稼働開始
- H 26. 2 「顧客属性管理システム」稼働開始
- H 26. 5 姫路支店移転（姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館内）
- H 29. 10 当組合が幹事組合となり全国医師信用組合連絡協議会（兵庫大会）を開催
- H 30. 4 常務会を新設
- H 30. 6 本庄昭氏が十二代目の理事長に就任

索引

（各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、※印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。）

	項 目	ページ		項 目	ページ
	ごあいさつ	1	44	預貸率（期末・期中平均）※	21
	〔概況・組織〕		45	代理貸付残高の内訳	24
1	事業方針	2		〔有価証券に関する指標〕	
2	事業の組織 ※	7	46	商品有価証券の種類別平均残高 ※	該当なし
3	役員一覧 ※	7	47	預証率（期末・期中平均）※	21
4	会計監査人の氏名又は名称 ※	7	48	有価証券の種類別平均残高 ※	22
5	店舗一覧 ※	8	49	有価証券種類別残存期間別残高 ※	22
6	自動機器設置状況	8	50	有価証券の評価 ※	22
7	地区一覧	8	51	有価証券の時価等情報	23
8	組合員数	8		〔経営管理体制に関する事項〕	
	〔主要事業内容〕		52	法令遵守の体制 ※	10
9	主要な事業の内容 ※	14～15	53	リスク管理体制 ※	10
10	信用組合の代理業者 ※	該当なし	54	苦情処理措置および紛争解決措置の内容 ※	13
	〔業務に関する事項〕			〔財産の状況〕	
11	事業の概況 ※	9	55	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 ※	16～20
12	経常収益 ※	9	56	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	20
13	経常利益 ※	9	57	会計監査人による監査 ※	20
14	当期純利益 ※	9		リスク管理債権及び同債権に関する保全額	
15	出資総額、出資総口数 ※	9		(1) 破綻先債権	
16	純資産額 ※	9	58	(2) 延滞債権 ※	25
17	総資産額 ※	9		(3) 3ヶ月以上延滞債権	
18	預金積金残高 ※	9		(4) 貸出条件緩和債権	
19	貸出金残高 ※	9	59	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ※	25
20	有価証券残高 ※	9	60	貸倒引当金（期末残高・期中増減額）※	21
21	単体自己資本比率 ※	9	61	貸出金償却の額 ※	29
22	出資配当金 ※	9	62	有価証券、金銭の信託等の評価 ※	22
23	職員数 ※	9		〔自己資本比率規制に関する事項〕	
	〔主要義務に関する指標〕		63	自己資本の構成（自己資本比率明細）※	26
24	業務粗利益および業務粗利益率 ※	21	64	自己資本の充実度に関する事項 ※	27
25	業務純益 ※	21		信用リスクに関する事項（リスクウェイトの	
26	実質業務純益 ※	21	65	みなし計算が適用されるエクスポージャー及	28
27	コア業務純益およびコア業務	21		び証券化エクスポージャーを除く）※	
	純益（除く投資信託解約損益）※		66	信用リスク削減手法に関する事項 ※	29
28	資金運用収支・役務取引等収支	21	67	派生商品取引及び長期決済期間取引の	30
	およびその他の業務収支 ※			取引相手のリスクに関する事項 ※	
29	資金運用勘定・資金調達勘定の	21	68	証券化エクスポージャーに関する事項 ※	30
	平均残高等、利回り、総資金利鞘 ※		69	オペレーショナル・リスクに関する事項 ※	30
30	受取利息、支払利息の増減 ※	22	70	出資等エクスポージャーに関する事項 ※	30
31	役務取引の状況	21	71	金利リスクに関する事項 ※	31
32	その他業務収益の内訳	21	72	自己資本調達手段の概要	31
33	経費の内訳	21		〔その他の業務〕	
34	総資産経常利益率 ※	21	73	内国為替取扱実績	22
35	総資産当期純利益率 ※	21		〔その他〕	
	〔預金に関する指標〕		74	沿革・歩み	32
36	預金種目別平均残高 ※	22	75	総代会について	3
37	預金者別預金残高	22		理事会・監事会およびその他の	
38	定期預金種類別残高 ※	22	76	活動状況	4～5
	〔貸出金等に関する指標〕		77	報酬体系について	11
39	貸出金種類別平均残高 ※	24		〔地域貢献に関する事項〕	
40	貸出金金利区分別残高 ※	24	78	中小企業の経営改善及び地域の	12
41	担保種類別貸出金残高	24		活性化のための取組状況 ※	
	及び債務保証見返額 ※		79	経営者保証に関するガイドラインへの対応 ※	12
42	貸出金使途別残高 ※	24	80	お客さま本位の業務運営に関する基本方針	13
43	貸出金業種別残高・構成比 ※	24			



本店営業部



〒651-0086
神戸市中央区磯上通3丁目2番17号
TEL: (078) 241-5201
FAX: (078) 241-5210

尼崎支店



〒661-0012
尼崎市南塚口町4丁目4番8号
ハーティ21内
TEL: (06) 6426-6288
FAX: (06) 6428-2777

姫路支店



〒670-0932
姫路市下寺町43
姫路商工会議所 新館内
TEL: (079) 282-0177
FAX: (079) 285-0393

西宮支店



〒662-0911
西宮市池田町13番2号
西宮医療会館内
TEL: (0798) 36-1010
FAX: (0798) 33-1484